

# いじめ防止基本方針



令和4年度

大阪府立茨田高等学校

# 目 次

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1. 基本理念 . . . . . 1P
- 2. いじめの定義 . . . . . 1P
- 3. いじめ防止のための組織 . . . . . 1P
  - (1)名称
  - (2)構成員
  - (3)役割
- 4. 年間計画 . . . . . 2P
- 5. 取組状況の把握と検証 (PDCA) . . . . . 3P

## 第2章 いじめ防止

- 1. 基本的な考え . . . . . 3P
  - (1)未然防止のための学校体制
  - (2)本校の未然防止の基本的な考え方
- 2. いじめ防止のための措置 . . . . . 4P

## 第3章 早期発見

- 1. 基本的な考え方 . . . . . 5P
  - (1)生徒が示す兆候 (情報) に対して
  - (2)生徒の情報交換と共有
- 2. いじめの早期発見のための措置 . . . . . 6P

## 第4章 いじめに対する考え方

- 1. 基本的な考え方 . . . . . 7P
- 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応 . . . . . 7P
- 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援 . . . . . 7P
- 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言 . . . . . 7P
- 5. いじめが起きた集団への働きかけ . . . . . 8P
- 6. ネット上のいじめへの対応 . . . . . 8P
- 7. いじめ解消の定義 . . . . . 9P

## 第5章 その他の留意事項

- 1. 組織的な指導体制 . . . . . 9P
- 2. 校内研修の充実 . . . . . 9P
- 3. 校務の効率化 . . . . . 9P
- 4. 学校評価と教員評価 . . . . . 9P
- 5. 地域や家庭との連携について . . . . . 9P

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要になる。

本校では、「より良い人間関係づくりができる学校文化の創出」を教育目標としており、そのためにコミュニケーション能力向上に重点をおいて取り組んでいる。この取り組みによる生徒および教職員を含め学校全体の人権意識の向上を目指している。いじめは重大な人権侵害事象であり、学校全体で取り組むという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ☞冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☞仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☞軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☞ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☞金品をたかられる
- ☞金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☞嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☞パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3. いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の活用により、より実務的ないじめ問題の解決を図る。

#### (1)名称

「いじめ防止委員会」

#### (2)構成員(12名)

校長・教頭(2名)・首席・生徒指導主事・各学年主任(3名)・  
人権教育推進委員長・教育相談委員長・養護教諭・支援コーディネーター

#### (3)役割

##### ①未然防止

いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

##### ②早期発見・事案対処

\*いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

\*いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

\*いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

\*学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

\*学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。

\*学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。（PDCA サイクルの実行を含む。）

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

大阪府立茨田高等学校		いじめ防止年間計画		
	1 学 年	2 学 年	3 学 年	学 校 全 体
4 月	*学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 *高校生活支援カードで把握された生徒状況を集約 *コミュニケーション HR① *二者懇談（5月まで）	*学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 *コミュニケーション HR① *二者懇談（5月まで）	*学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 *コミュニケーション HR① *二者懇談（5月まで）	*学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 *支援個別相談の実施 *コミュニケーション HR①の実施（本校生徒の自尊感情の向上） *いじめ防止委員会（基本方針採択）
5 月	*いじめアンケート	*いじめアンケート	*いじめアンケート	*いじめアンケート（生徒指導部が集約・分析作業） *コミュニケーション能力アンケート（生徒） *行事における人権意識についての啓発掲示
6 月	*三者懇談週間（家庭の様子を把握） *人権 HR	*三者懇談週間（家庭の様子を把握） *人権 HR	*三者懇談週間（家庭の様子を把握） *人権 HR	*人権 HR の統括 *教職員人権 HR
7 月	*アンケート「安全安心な学校生活を過ごすために」実施	*アンケート「安全安心な学校生活を過ごすために」実施	*アンケート「安全安心な学校生活を過ごすために」実施	*職員いじめ防止研修等 *いじめ防止委員会 *アンケート「安全安心な学校生活を過ごすために」実施・集約 *相談窓口の周知・啓発
8 月				
9 月	コミュニケーション HR②	コミュニケーション HR②	コミュニケーション HR②	*行事における人権意識についての啓発掲示 *コミュニケーション HR②の実施
10 月	*いじめアンケート	*いじめアンケート	*いじめアンケート	*いじめアンケート（生徒指導部が集約・分析作業） *職員人権研修
11 月	文化祭 三者懇談週間	文化祭 三者懇談週間	文化祭 三者懇談週間	

12月				*いじめ防止委員会
1月			*コミュニケーション HR③	*職員人権研修
2月	*コミュニケーション HR③	*コミュニケーション HR③		*いじめ防止委員会 (年間取組の検証) *教職員 PM 研修
3月				

※いじめの事象が起こった場合にはその都度、「臨時いじめ防止委員会」を開く。

## 5. 取組状況の把握と検証（PDCA サイクルによる）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、いじめ防止委員会を年3回開催し、取組の進捗状況の把握、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証や、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

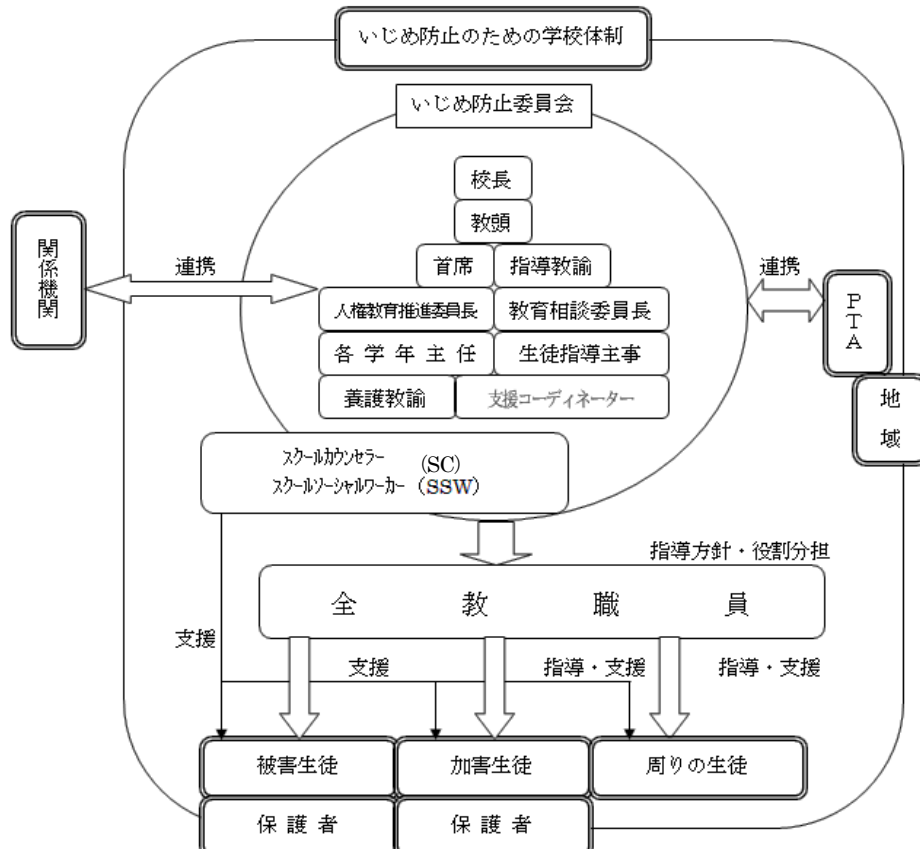
## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基礎として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探求の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

#### (1)未然防止のための学校体制



## (2)本校の未然防止の基本的な考え方

「いじめは、どんな学級にも学校にも起こり得ることである」という認識を全教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるような「いじめを絶対に生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整える必要がある。

## 2. いじめ防止のための措置

- ① 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切にす。また、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進していくことが必要である。生徒に対しては、個々の状況を把握し、具体的な指導計画を立てる。そのために、保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、ストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために生徒が自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れるような「心の居場所づくり」の取組が大切である。
- ③ 生徒は教職員の行動を逐一観察している。何気ない言動や不適切な認識や言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。慎重に、高い意識を持って生徒を指導するために、教職員同士における認識や言動もふくめ、日頃から注意を喚起することが必要である。
- ④ 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、コミュニケーション活動を重視した特別活動を充実させる。相手のことを理解し、自分の思い(して欲しいことや、して欲しくないこと)をうまく伝えることができるように、コミュニケーション能力を身につければ、ストレスに適切に対処できる力を育むことができる。
- ⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設定し、違いを認め合う仲間づくりが必要である。「こんなに認められた」「誰かのために何かできた」という体験が生徒を成長させる。同時に教職員の温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒は大きく変化する。
- ⑥ 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育・道徳教育・体験教育を充実させる必要がある。生徒が自己と向き合い他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共生する心など自分自身で気が付き、発見し体得していく力をつけさせる。

### 第3章 早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

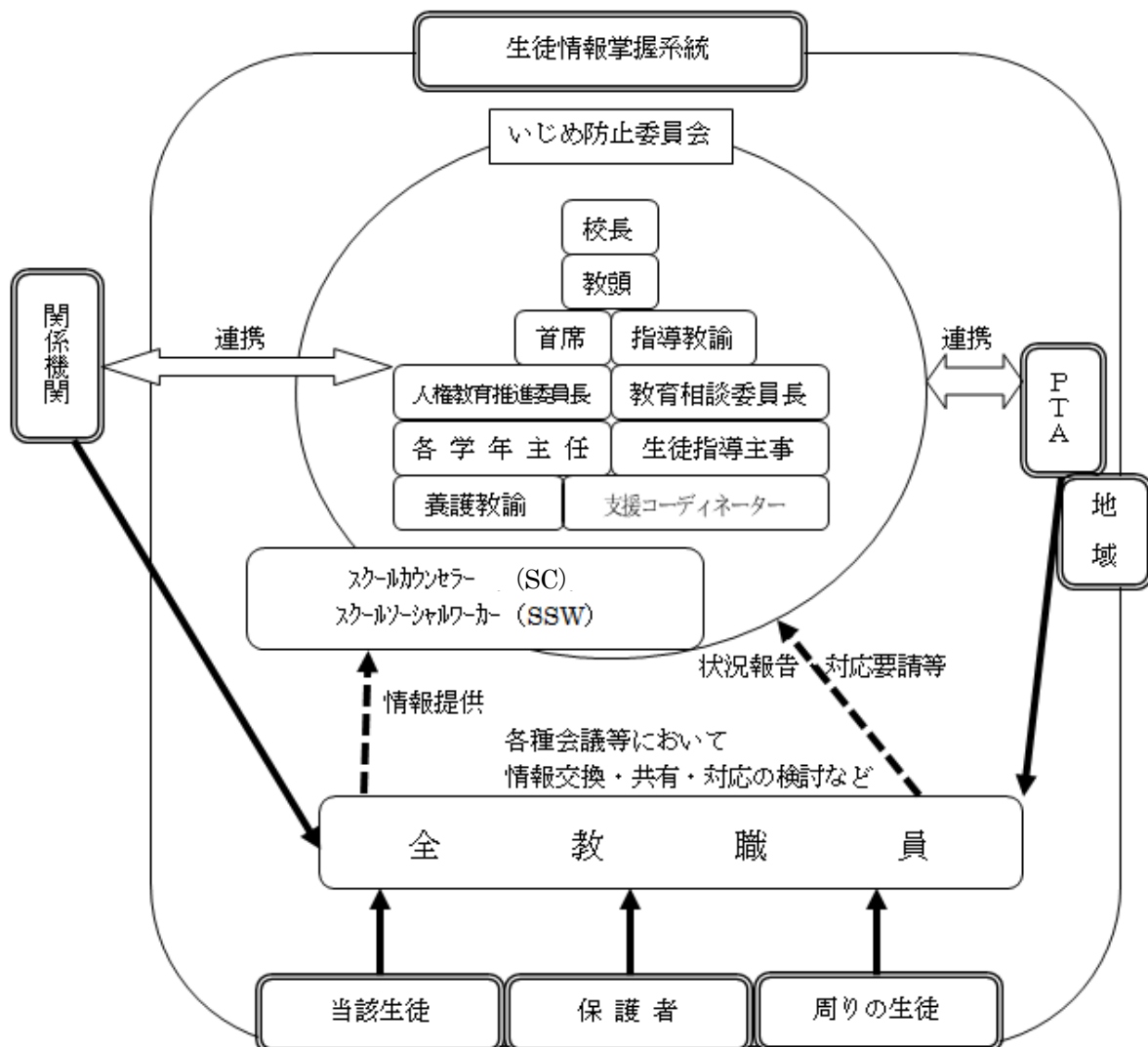
それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

#### (1) 生徒が示す兆候（情報）に対して

生徒が示す些細な変化や危険信号を見逃さないようにするには、教職員の「気づき」が大切である。同じ目線で考え、一緒に笑ったり泣いたり、ときには怒ったりして、生徒と空間を共有することが大切である。その時に発せられる些細な言動や行動から、その生徒の状況や精神状態が推量できる。教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。担任以外の教職員が発見する場合も少なくない。教職員の情報共有の在り方が大切になる。

#### (2) 生徒の情報交換と共有

教職員が生徒の情報交換を行い情報共有を図るためには、生徒や保護者などから身近な教職員、学年教職員、全体の教職員という情報掌握システムを整備し、円滑な関わりが必要になる。



## 2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、実施時の配慮が重要となる。実態に応じて随時実施するのが望ましいが、本校では年2回実施する。いじめられている生徒にとって、その場で記入することが困難な場合も考えられる。実施方法については、記名、無記名、持って帰って家で記入するなど、実情に応じて配慮する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるということ認識することが大切である。

定期的な教育相談としては、定期考査前の時期を利用して、教育相談週間を設定し、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

日常の観察では、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、共に過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった場合だけの連絡や家庭訪問だけでは、信頼関係は築くことはできない。平時こそが保護者との信頼関係を築くいい機会である。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが大切である。

(3) コミュニケーション教育を一層充実させ、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、いじめに関して気軽に相談できるように、授業等で出席をとるときに一人ひとりの顔を見て声を聴くことが大切である。クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえる。またクラブ日誌や個人ノート等の教職員と生徒の間で交わされるものを活用することも大切である。また、保護者に協力してもらい、家庭で気になる様子がないか把握する。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方からも通学時の様子を寄せてもらえる体制をつくることも大切である。

いじめを受けている生徒がいじめに関して自ら相談するのは、非常に困難を生じる。特に「暴力を伴わないいじめ」の場合、第三者に話すことすら苦痛や屈辱と考えることもある。生徒がいじめの相談をしてくれた場合、その思いを裏切ったり、踏みにじったりすることが絶対にならないようにする。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、忙しいからと対応してもらえなかった等が絶対にならないようにしなければならない。また「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知等で相談体制を広く周知する。年3回のいじめ防止委員会で、これらの取組が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。



## 第4章 いじめに対する考え方

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当ることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりも相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えられる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係を再構築する活動を通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、別添資料の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際に、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害者・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際に、いじめられている生徒にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、当該生徒の安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのために、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせて、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じ、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める原因となることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級を経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるように努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じ、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権教育の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒や保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 第5章 その他の留意事項

### 1. 組織的な指導体制

生徒に気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)を簡単にメモし、教職員がいつでもその情報を共有できるようにしておく。その際には個人情報の管理には細心の注意を払う。得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制を整える。

### 2. 校内研修の充実

本校のいじめ防止基本方針の趣旨を踏まえた、校内の教職員研修を必要に応じて年1回行う。

### 3. 校務の効率化

いじめ防止のために、一部の教職員に負担がかかり過ぎないように校務の効率化をはかる。個人で対応するのではなく、教職員総がかりで対応することが大切である。個人で抱え込んでしまったり、いじめ防止に無関心であっては絶対にならない。

### 4. 学校評価と教員評価

学校評価や教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、適切に評価する。いじめ防止委員会を中心に、教職員全体のいじめ防止運動が活性化されると、いじめ件数が増加する矛盾した現象がみられる場合がある。それは、いじめが増えたのではなく、どんな些細ないじめ事案も見逃さない確かな目が養われたからである。

### 5. 地域や家庭との連携について

P T Aの各種会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定する。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解して頂くために保護者研修会の開催や本校のホームページ、学校だよりや学年通信等による広報活動を積極的に行うことが大切である。